広島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月二十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町有木字湯屋七〇八〇の一、七〇八〇の二、七〇八一の一から七〇八一の三まで、七〇八二、七〇八三の一、七〇八三の二、七〇八四、七〇八六の一、七〇八七の一、七〇八七の二、七一〇一、七一〇二の一、七一〇三の一、七一〇三の二、七一〇四の一、七一〇六、七一〇七から七一〇九まで、七一一五の一から七一一五の三まで、七一一六から七一一八まで、七一二〇、七二八九の一、七二八九の四、七二九四の一から七二九四の三まで、七二九五の一から七二九五の五まで、七二九六の一から七二九六の三まで、七二九七の一から七二九七の三まで、七二九八、七二九九の一から七二九九の三まで、七三〇〇の一から七三〇〇の四まで、七三〇一の三、七三〇二の七、七三〇三、七三〇九、七三一〇

二　保安林として指定された目的

水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）